

白河市聖ヶ岩ふるさとの森の管理仕様書

白河市聖ヶ岩ふるさとの森の指定管理者が行う業務の内容、管理基準、その範囲等は
この仕様書による。

1 趣旨

本仕様書は、白河市聖ヶ岩ふるさとの森の指定管理者が行う業務の内容及び履行方
法について定めることを目的とする。

2 白河市聖ヶ岩ふるさとの森の管理に関する基本的事項

指定管理者は、白河市聖ヶ岩ふるさとの森を管理運営するにあたり、次に掲げる項
目に沿って行わなければならない。

- (1) 隈戸地域の豊かな自然を活かし、森林環境に対する市民意識の高揚を図るとと
もに、市内外の人々の交流を促進し、地域の活性化に資するという、白河市聖ヶ岩
ふるさとの森の設置目的及び理念に基づき管理運営を行うこと。
- (2) 利用者の安全を確保し、事故防止対策に努めること。
- (3) 市民及び利用者の意見を管理運営に反映させること。
- (4) 個人情報の保護を徹底すること。
- (5) 適正かつ効率的な運営を行うこと。

3 施設の概要

- (1) 名称
白河市聖ヶ岩ふるさとの森
- (2) 所在地
白河市大信隈戸地内 国有林 57 及び 59 林班地内
- (3) 施設内容
ビジターセンター、キャンプ場、バンガロー、ハイキングコース、遊歩道

4 開設期間

毎年4月1日から12月20日まで（ただし火曜日は除く）

5 法令等の遵守

白河市聖ヶ岩ふるさとの森の管理にあたっては、本仕様書のほか、次の各号に掲げ
る法令等に基づかなければならない。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）
- (2) 白河市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年白河
市条例第17号）
- (3) 白河市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則（平成1
7年白河市規則第15号）
- (4) 白河市聖ヶ岩ふるさとの森条例（平成27年白河市条例第18号）
- (5) 白河市聖ヶ岩ふるさとの森条例施行規則（平成27年白河市規則第31号）
- (6) 消防法（昭和23年法律第186号）
- (7) 消防法施行令（昭和36年政令第37号）
- (8) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）
- (9) その他関係法令等

指定期間中に上記に規定する法令等に改正があった場合は、改正された内容に基づ
かなければならない。

6 管理運営等に関する業務

(1) 施設の管理運営に関する業務

ア 職員の配置等に関すること。

(ア) 所長（管理責任者）を配置すること。

(イ) 職員の雇用配置は、技術職員1名、事務職員1名とすること。

(ウ) 防火管理者を配置すること。

(エ) 施設管理運営に必要な職員研修を実施すること。

(2) 施設及び設備の維持管理に関する業務

ア 設備、特殊器具等の維持管理に関すること。

イ 施設の適正な運営のため、施設及び設備の維持管理及び保守点検業務（詳細は別表1のとおり。）を行うこと。

ウ 駐車場の管理に関すること。

(3) 施設等利用手続きに関する業務

ア 施設等の使用申請書の審査と受理に関すること。

イ 同許可書の発行と発送に関すること。

(4) 施設等の利用料金の収納に関する業務

ア 利用料金の算定に関すること。

イ その他利用料金の収納に必要な業務に関すること。

(5) その他の業務

ア 防火及び防災対策に関する計画書の作成並びに訓練の実施に関すること。

イ 防犯対策の実施に関すること。

ウ 個人情報の保護に関すること。

エ 自主事業の促進に関すること。

オ 施設の利用促進に関すること。

カ 指定委託事業「権太倉山山開き」の開催に関すること。

7 管理運営に関する経費

施設管理等経費は、次により執行する。

(1) 人件費

職員の賃金、社会保険料、雇用保険料等に要する費用。

(2) 維持管理費

ア 光熱水費、消耗品費等に要する費用は指定管理者の負担とする。

イ 修繕費用等で10万円以上のものは、市と協議を行う。

(3) 役務費

ア 通信運搬費、保険料（施設の火災保険を除く。）に要する費用は指定管理者の負担とする。

イ 指定管理者は、施設賠償責任保険、第三者賠償保険に加入する。

(4) 保守点検等業務委託料

警備委託、電気保安管理委託、衛生設備点検委託、浄化槽維持管理委託に要する費用は指定管理者の負担とする。

(5) 施設管理等経費に含まない経費

施設の火災保険の経費は、市が負担する。

(6) 経費の流用

経費の流用については、市と協議の上、行うものとする。

(7) 指定委託事業費

指定委託事業「権太倉山山開き」に要する費用は市の負担とする。

8 報告等について

(1) 定期報告の提出

毎月の利用状況及び利用料金の収入状況報告（月報）を翌月5日までに提出すること。

(2) 事業報告書等の提出

毎年度終了後30日以内に、次の事業報告を行うこと。

ア 管理業務の実施状況及び利用状況

イ 利用に係る料金の収入の実績

ウ 管理に係る経費の収支状況

エ その他市長が必要と認める書類

(3) 事業報告の聴取等

市は、管理の業務、経理の状況等について、定期又は必要に応じて現地調査を行うこととする。

また、指定管理者は、調査報告を求められた場合は、速やかに調査し報告しなければならない。

9 備品の帰属

市が、指定管理者に対して指定管理委託料により備品を購入させる時は、購入後の備品は市に属するものとする。

また、指定管理者は、備品の管理を白河市財務規則（平成17年白河市規則第37号）に基づいて行い、当該備品の購入、廃棄等については市に報告するものとする。

10 協議

指定管理者は、この仕様書に規定するもののほか、業務内容及び処理に疑義が生じた場合は市と協議し決定する。

別表 1 白河市聖ヶ岩ふるさとの森の維持管理及び保守点検業務

項 目	必 要 管 理 項 目	頻 度
清掃業務	施設内外の清掃業務	定期的に清掃を実施する。
樹木の管理業務	敷地内の樹木の維持管理	虫駆除を含む。
保安警備及び巡回警備業務	日常警備	日常的に警備活動を実施する。
電気保安管理業務	日常の保守点検管理、定期点検	毎月
衛生設備点検業務	日常の保守点検管理、定期点検	定期的に点検を実施する。
浄化槽維持管理業務	日常の保守点検管理、定期点検	定期的に点検を実施する。
消防設備保守点検業務	日常の保守点検管理、定期点検	定期点検は、年2回